

大和市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第25号

大和市契約規則の一部を改正する規則

大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第31条ただし書中「、令第167条の2第1項第3号又は第4号に規定する相手方との随意契約の場合又は第28条に規定する額を超えない随意契約で」を削り、「市長が特に認めた」を「、第6条の2（第23条において準用する場合を含む。）に規定する入札参加資格者名簿に登録された者と契約を締結することが不可能又は本市にとって不利であると市長が認める」に、「第23条」を「同条」に改める。

第41条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、財産の売払いの契約において納付した契約保証金等は、売払代金に充当することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、契約保証金等は、契約の履行の進捗状況等により市長が必要と認めるときは、当該履行の途中においてその一部を返還することができる。

第52条ただし書中「第41条第2項」を「第41条第4項」に改める。

第62条第1項第2号中「建設業法」の次に「（昭和24年法律第100号）」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。